

福井県立大学附属図書館規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号)第19条第4項の規定に基づき、附属図書館(以下「図書館」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集・整理および保存に関すること。
- (2) 図書館資料の閲覧・貸出・提供に関すること。
- (3) 図書館資料等の学内外の相互利用に関すること。
- (4) 読書の指導および図書に関する知識の普及に関すること。
- (5) その他図書館資料の充実に関すること。

(位置)

第3条 本学の福井キャンパスに図書館を置く。

- 2 本学の小浜キャンパスに図書館小浜分館を置く。

(図書館長)

第4条 図書館長(以下「館長」という。)は、副学長(研究)をもって充てる。

- 2 図書館に、館長を補佐する副館長を置くことができる。
- 3 副館長は、図書館事務職員の中から理事長が任命する。

(方針)

第5条 図書館資料の収集方針など、図書館の管理および運営に関して特に重要な事項は、学長が定める。

(利用)

第6条 図書館の利用については、学長が細則で定める。

(図書館運営会議)

第7条 図書館に、附属図書館運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

- 2 運営会議は、図書館の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営会議は、次の構成員をもって組織する。
 - (1) 館長
 - (2) 副館長
 - (3) 経済学部の教員1人
 - (4) 生物資源学部の教員1人
 - (5) 海洋生物資源学部の教員1人
 - (6) 看護福祉学部の教員1人
 - (7) 学術教養センターの教員1人
 - (8) 館長が指名する図書館事務職員若干名
- 4 前項第2号から第5号に掲げる構成員(以下「選出構成員」という。)は、それぞれ各学部長および学術教養センター長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 5 選出構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の選出構成委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 6 選出構成員は、再任されることができる。
- 7 運営会議は、館長がこれを招集し、その議長となる。

8 議長は、構成員以外の者を運営会議に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。